平成２２年（フ）第２２４号
大阪府寝屋川市木屋町７番32号
債務者　平井亜希子（旧姓宮元）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２８１号
北九州市八幡西区春日台４丁目２番４号
債務者　原田　清志
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５０号
北海道岩内郡共和町発足144番地３
債務者　羽山　洋博
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１号
山形県新庄市常葉町７番10号
債務者　池田　　実
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第２号
山形県新庄市大字萩野字横根山112番地の７
債務者　小関　國昭
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第３号
山形県新庄市大字萩野字横根山112番地の７
債務者　小関　洋幸
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第４９８号
長野市三輪２丁目５－７－２レジデンス三輪205号室、住民票上の住所新潟県妙高市大字関川721番地２
債務者　坂本ノリ子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５００号
長野県上水内郡信濃町大字穂波296番地の１
債務者　竹内　香織（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
長野県安曇野市堀金烏川4994番地１　内川アパート６号、前住所長野県塩尻市大字広丘原新田339番地　西原団地356号
債務者　美輪　広樹
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１号
長野県駒ヶ根市東伊那2405番地２
債務者　今井　正壽
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１３６号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉2322番地21
債務者　伊藤　勝広
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第７９８２号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番３―801号
債務者　小倉　陽子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１６９号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目９番23号
債務者　赤木　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１７号
大阪市住吉区我孫子東３丁目13番３―605号
債務者　佐伯真佑美（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３３９号
大阪市此花区西九条１丁目10番10号　サンプラザ西九条202号
債務者　町田　光彦
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４０号
大阪市此花区西九条１丁目10番10号　サンプラザ西九条202号
債務者　町田千代乃
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５５号
大阪市平野区西脇３丁目８番29号
債務者　林　　實
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４７５号
大阪府豊中市夕日丘２丁目11番３号
債務者　井上塾こと　井上　　登
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部